

発委第3号

令和3年11月30日提出

淡路市議会議長

松本 英志 様

提出者 淡路市議会運営委員会

委員長 西村 秀一

淡路市議会委員会条例の一部を改正する条例の件

上記の議案を別紙のとおり、淡路市議会会議規則（平成17年淡路市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

（提出理由）

本案は、「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和2年7月7日総務省自治行政局通知）を受け、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の事務手続における押印の見直しを行い、条例上の関係規定を改正するものである。

淡路市条例第 号

淡路市議会委員会条例の一部を改正する条例

淡路市議会委員会条例（平成17年淡路市条例第263号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「又は押印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

淡路市議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(記録)</p> <p>第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。</p> <p>2 前項の記録は、議長が保管する。</p>	<p>(記録)</p> <p>第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名しなければならない。</p> <p>2 前項の記録は、議長が保管する。</p>